

信州大学医学部附属病院における医療に係る安全管理のための指針

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

医療における安全管理は、人のいのちと健康をあずかる医療従事者一人ひとりが「事故はいつでも、身近に、どこでも発生する可能性があること」を認識し、医療を行う中で、医療事故を未然に防ぎ、患者に安心と信頼できる質の高い医療を提供するために、病院職員個人レベルと病院組織としての医療事故防止対策が実行される環境を整えることである。

医療事故が発生した場合には、まず、患者の障害等を最小限にとどめる努力をし、病院として速やかに透明性の高い処理を行い、再発防止に努めなければならない。

2. 医療安全管理のための組織に関する基本的事項

本院は、安全な医療を提供するための諸改革を積極的に推進するため、「医療安全管理責任者」を配置するとともに医療の安全管理体制に関する諸問題を具体的に検討することを目的として以下の委員会等を設置する。

医療事故の防止対策の検討及び推進、再発防止策の提言、医療事故への対応の検討のための「医療安全管理委員会」及びインシデントレポートの分析、職員研修の基本計画、医療安全管理マニュアルの策定等のための「医療安全管理室」を置く。

さらに、医薬品の安全使用のための「医薬品安全管理責任者」、医療機器の安全使用のための「医療機器安全管理責任者」、診療用放射線の安全使用のための「医療放射線安全管理責任者」を配置するとともに「医療安全管理室」に、医療安全管理者を配置し、医療安全に係る実務と医療安全を推進させる。

3. 医療安全管理のための職員に対する研修に関する基本方針

医療安全管理の推進のための基本的な考え方及び具体的な方策について、職員に対し周知徹底を図るため、最新情報を取り入れながら、具体的で実践的な教育を定期的に行うとともに、医療事故防止と事故発生時の対応に関する職員教育の徹底を図る。

4. 医療安全管理の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

インシデントレポートに記載された「同じ問題を繰り返さないための対策」、「問題事象の作業解析」に基づき、当該医療現場で実施可能な最善の改善策を主体的に考え、医療安全管理委員会で検討し実行する。また、事象を部署医療安全管理者に報告し、医療現場に周知徹底を図り、情報と経験の共有化を図る。

5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

医療事故等が発生した場合は、医師、看護師等の連携の下に必要と考えられる医療上の最善の処置を講ずるとともに、速やかに責任ある立場の医師に連絡し、指示を仰ぐ。患者及び家族に対してはその身体・精神状況を考慮しつつ、事実を正確にわかりやすく誠意を持って、速やかに状況説明を行う。さらに、必要に応じ病院長の指揮のもと、病院全体の組織として判断・対応することとし、事実関係の調査等を行い、その調査報告を踏まえて、患者やその家族等への説明等に誠意を持って対応するとともに、社会への説明責任を果たしていくものとする。

なお、インシデントの報告は、医療安全管理マニュアルのインシデントの報告体制に基づき速やかに行う。

6. 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針

(患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む)

職員は、患者との間の情報を共有し、治療に参加していただくため、患者等に対して十分な説明を行い、理解・納得・選択・同意が得られるよう努める。

本指針は、当院のホームページ、医療安全管理マニュアル等に掲載し、患者・家族及び職員が閲覧できる環境を整備し、公開する。

7. 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者・家族からの相談に適切に応じる体制を確保するために、「医療安全相談室」を設置し、関係部署と連携をとりながら、問題の解決を図る。

また、患者の意向を尊重し相談による不利益を与えることなく、プライバシー保護にも配慮する。

8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

医療事故防止と医療の質の向上は密接な関連を持つことを職員に共通する認識とし、病院全体が医療事故防止に対して積極的で主体的な取り組みを図る。

さらに、高難度新規医療技術、未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合には、関連法令等を遵守し、日本医学会から示された「高難度新規医療技術の導入にあたっての基本的な考え方」や関係学会のガイドライン等を参考に実施する。

また、医療安全管理に関するマニュアルは医療安全管理の原点であるため、報告されたインシデントの分析結果及び社会的変化等に応じ、継続してその内容を見直すことで、医療事故防止への成熟度を高める。

なお、医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等は、定められた方法により情報提供を行う。

附 則

この指針は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 16 年 9 月 27 日一部改正のうえ施行する。

附 則

この指針は、平成 19 年 10 月 25 日一部改正のうえ施行する。

附 則

この指針は、平成 20 年 3 月 6 日一部改正のうえ施行する。

附 則

この指針は、平成 23 年 12 月 8 日一部改正のうえ施行する。

附 則

この指針は、平成 26 年 5 月 8 日一部改正のうえ施行する。

附 則

この指針は、平成 28 年 12 月 22 日一部改正のうえ施行する。

附 則

この指針は、平成31年3月7日一部改正のうえ施行する。

附 則

この指針は、令和2年3月5日一部改正のうえ施行する。